

R7 年度～

# 袋井市 認証保育所保育料補助金について



©袋井市

袋井市では、市内の認証保育所に通う児童の保育料の一部を補助しています。

補助を受けるためには、保護者の市民税所得割額や兄弟姉妹の入所状況、世帯の状況等、一定の条件を満たす必要があります。

令和7年度より、補助金の交付手順の見直しに伴い、様式等が変更となっています。

## (1) 対象となる条件

1. 市内に住民票があり、市内の認証保育所と利用契約を行った児童の保護者
2. 保育料の納付が確認できること
3. 保護者（父母の両方、ひとり親の場合はその方）が、次に示す「保育の必要性事由」のいずれかを満たすこと

※ 施設等利用給付認定を受けている方は対象となりません。

保育の必要性事由（保護者の状態）		期間	必要書類の例
就 労	月64時間以上就労している	就労している期間	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中や出産後まもない	産前産後8週の月末	母子健康手帳
疾病・障がい	疾病、負傷、身体や精神に障がいがある	市が認める期間	診断書、手帳
介護・看護	同居親族を常時介護・看護している	市が認める期間	被保険者証、診断書
災 害	家屋の復旧等にあたっている	市が認める期間	罹災証明書
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている	最長90日間	申立書
就 学	学校や職業訓練校等に通っている	卒業予定日の月末まで	在学証明書
虐待・DV	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	市が認める期間	公的機関から発行された証明書
育児休業	既に保育所を利用している児童について、その子の継続利用が必要な場合	育休終了日の月末まで	就労証明書

※「保育の必要性事由」または就労条件等に変更があった場合は、速やかにお通りの園または教育保育課までご連絡ください。

## (2) 補助金額の決定について

補助金額は、保護者（父母の両方、ひとり親の場合はその方）の市民税所得割額の合計額を基に、兄弟姉妹の入所状況や、世帯の状況等により決定します。

- ◆ 4～8月分：令和6年度市民税額（令和5年中の収入より計算）
- ◆ 9～3月分：令和7年度市民税額（令和6年中の収入より計算）

- ※ 市民税額は、袋井市課税課より毎年5月・6月頃に発行される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」または「市民税・県民税・納税通知書」をご参照ください。
- ※ 税の申告をしていない場合は金額の算定ができないため、必ず申請いただくようお願いいたします。なお、市外から転入した方については、所得金額が確認できる書類（課税証明書等）の写しをご提出ください。
- ※ 父母の年間収入が130万円未満の方のうち、祖父母と同居している場合（同一敷地等含む）は、祖父母のうち収入が多い方の市民税所得割額を合算し階層を決定します。
- ※ 調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除がある場合は、それらの税額控除前の金額で算定します。

階層区分	月額	
第1階層 市民税所得割額 1円以上48,600円未満の世帯 及び 市町村民税均等割課税世帯	第1子	30,000円
	第2子	40,000円
	第3子以降	40,000円
第2階層 市民税所得割額 97,000円未満の世帯	第1子	20,000円
	第2子	30,000円
	第3子以降	40,000円
第3階層 市民税所得割額 169,000円未満の世帯	第1子	10,000円
	第2子	20,000円
	第3子以降	40,000円
第4階層 市民税所得割額 169,000円以上の世帯	第1子	0円
	第2子	20,000円
	第3子以降	40,000円

- ※ 同一生計の就学前児童が保育所や幼稚園を利用している場合、年長児から数えて「第1子」「第2子」「第3子以降」となります。

### (3) 補助金交付の流れ

市への提出書類 等	
交付申請	<p>■ <b>〈様式第1号〉袋井市認証保育所保育料補助金交付申請書</b></p> <p>※ <u>年間の交付申請額（合計額）を必ずご記入ください。</u></p> <p>■ <b>保育の必要性事由に応じた書類（就労証明書、診断書、母子手帳等）</b></p> <p>■ <b>所得金額が確認できる書類（課税証明書等）※該当者のみ</b></p>
交付決定	<p>提出いただいた交付申請書を基に、市が税情報を確認し、年間の交付額を決定します。<u>そのため、申請額と実際の交付決定額が異なる場合がございます。</u></p> <p>※ 交付決定通知に記載の交付決定額は、申請時点の世帯の状況を基に算出した金額となるため、申請内容の変更（世帯構成、保育の必要性事由の変更、休園等の状況等）により変動する場合がございます。</p> <p>※ 交付決定後に変更があった場合、変更申請が必要となる場合があります。</p>
概算払い	<p>■ <b>〈様式第8号〉袋井市認証保育所保育料補助金（概算払）交付請求書</b></p> <p>年間の交付額を決定の上、4～8月を第Ⅰ期、9～11月を第Ⅱ期として、概算払いを行います。（第Ⅰ期：9月交付予定、第Ⅱ期：12月交付予定）</p>
実績報告	<p>■ <b>〈様式第6号〉袋井市認証保育所保育料補助金実績報告書</b></p> <p>※ <u>請求者名は、交付申請書の申請者名と同一になるよう記入ください。</u></p>
精算払い	<p>■ <b>〈様式第8号〉袋井市認証保育所保育料補助金交付請求書</b></p> <p>実績報告書を基に年間の補助金額を確定し、精算を行います。（4月交付予定）</p>

### (4) その他注意事項等

1. 転園や転出等により退所する場合は、お通いの園または教育保育課まで至急ご連絡ください。
2. 申請内容に偽りまたは不正等が発覚した場合、交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。
3. 概算払いおよび精算払いの交付時期は、変動する場合がございます。

袋井市教育委員会 教育保育課 教育保育係  
電話 0538-86-3330（直通）